

# 豊橋市の各種補助制度をご利用ください

## (設備投資・販路拡大編)

豊橋市では、市内中企業者等の経営基盤の強化及び販路拡大を支援するため、各種補助制度をご用意しております

### 1. 中小企業設備投資促進補助金

新たな設備の購入費用を助成します

### 2. 中小企業等共同設備奨励補助金

共同して設備を整備する事業等に対して支援します

### 3. 商店街環境向上事業補助金

街路灯等の省エネ化や老朽化対策を支援します

### 4. 商業団体安全安心環境維持費補助金 3分の1補助に変更

街路灯・アーチ・アーケードの電灯料を支援します

### 5. 商業団体チャレンジ応援補助金

商店街等が実施するイベントや新たなチャレンジを支援します

### 6. 知的財産権取得事業費補助金

特許・実用新案権・意匠権の出願を支援します

### 7. 販路開拓支援事業費補助金 海外出展を追加

展示会や見本市への出展を応援します

### 8. 新ビジネスチャレンジ応援補助金 DX推進を追加

売上向上を目的とした新たなチャレンジを支援します

※補助金の交付には、市税の滞納がないことなどが条件となります。

#### 補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2425 FAX：0532-55-9090

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

各制度の詳細内容は市のホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

右記二次元コードからもアクセス可能です。



SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Instagram



X (旧Twitter)

補助対象

## 拡充 7. 販路開拓支援事業費補助金

1事業者につき年度内1回のみ申請可

事業者間の販路拡大のために展示会に展示会に出展する際の小間料に対して補助します。

#### 【対象者】

市内に本店（個人については住所）がある中小企業者

#### 【補助対象展示会】

- ・名古屋市内、愛知県国際展示場又は県外（国外を含む）の会場であって、100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模の展示会
- ・海外における展示会 New

#### 【補助対象経費】

主催者等に支払った小間使用料

#### 【補助率等】

通常枠：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）、限度額30万円

小規模企業者枠（※）：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）、限度額40万円

#### 【申請期限】

出展した展示会の終了日から1年以内

（※）常時従事する従業員が

- ①製造業、建設業、運輸業又は②以外の業種の場合は、20人以下
- ②卸売業、小売業又はサービス業の場合は、5人以下



▼補助金HP



補助対象

## 拡充 8. 新ビジネスチャレンジ応援補助金

業態転換、クラウドファンディング、デジタル化、DX推進を通して、新たな取組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。 ※ ECサイト開設に要する費用への補助は令和7年度で終了しました。

New

対象事業	①業態転換	②クラウドファンディング	③デジタル化	④DX推進
対象者	(1)市内に本店（個人については住所）がある中小企業者 (2)継続して1年以上事業を営む者 (3)1事業者1対象事業1回申請/年度。対象事業①～④併用可能。 ※ただし、デジタル化については、過去に交付を受けた事業者は申請不可。			
内容	従来の業種から中分類の異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達する際に必要となる経費の一部を補助	デジタル技術を導入する際に、必要となる経費の一部を補助	DX推進・IT導入に向けて専門家に依頼する際、その費用の一部を補助
補助率	1/2（1,000円未満切捨て）			
補助限度額	50万円	10万円	50万円	25万円
申請期間	事業実施前	プロジェクトの終了の日から1年以内	事業実施前	

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類7661-キャバレー、ナイトクラブでないこと



▼補助金HP



## 1. 中小企業設備投資促進補助金

令和8年9月30日までに申請が必要です。

経営基盤強化、経営革新の促進及び生産性向上の促進を図るため、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した償却資産（機械・装置）の課税標準額の4.2%（1,000円未満切捨て、上限300万円）を補助します。

### 【対象者】

市内で2年以上継続して営んでいる中小企業者（一部業種を除く）

### 【対象設備】

市の償却資産課税台帳に機械・装置として登録された以下のもの  
・製造、建設、運輸業等・・・1設備の課税標準額100万円以上のもの  
・サービス、小売、卸売業・・・1設備の課税標準額30万円以上のもの

### 【交付時期】

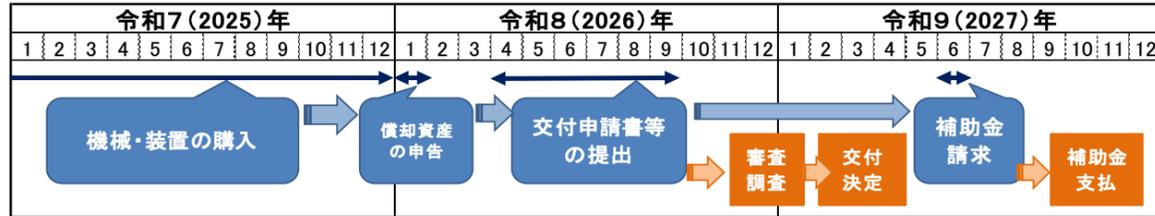
令和9年6月予定



▼補助金HP



<申請～交付までのスケジュール>



## 2. 中小企業等共同設備奨励補助金

事業着手前に申請が必要です。

中小企業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業集積の活性化に必要な施設を設置するものに対し補助します。

### 【対象者】

組織及び経済的基礎が強固で団体の持続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体

### 【補助対象施設】

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設
- ② 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設

### 【補助率等】

補助対象経費の20%以内（1,000円未満切捨て）、限度額 1,000万円

▼補助金HP



## 3. 商店街環境向上事業補助金

事業着手前に申請が必要です。

商店街の環境の向上や安全対策を図るため、既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化や、老朽化した街路灯等の補修、撤去に要する経費を補助します。

### 【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

### 【補助対象経費】

既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費

※ ただし、補助対象経費が10万円以上であること。

※ 既にLED化されている街路灯、アーチ及びアーケードの電球交換に要する経費は除く。

### 【補助率等】

補助対象経費の20%以内（1,000円未満切捨て）、限度額 1,000万円

▼補助金HP



## 4. 商業団体安全安心環境維持費補助金

事業着手前に申請が必要です。

商業団体が維持管理している街路灯・アーチ・アーケードの電灯料を補助します。

### 【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

### 【補助対象経費】

団体が、前年度末までに設置した街路灯・アーチ・アーケードに要する電灯料

### 【補助率等】

補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て）

補助率

変更



▼補助金HP



## 5. 商業団体チャレンジ応援補助金

事業着手前に申請が必要です。

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、商店街等が実施する地域にインパクトを与えるイベントなどを活用した新たなチャレンジに対して補助します。

### 【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合、商業主体地域発展会、実行委員会等の団体（※実行委員会等とは、市内に本店がある中小企業者2者以上で構成される団体とする。）

### 【補助対象経費】

- ① 講習会、講演会、研修会、研究会
- ② 調査、情報提供事業
- ③ 催事、共同宣伝事業にかかる会場費、印刷製本費、広告宣伝費など（※実行委員会等の団体については、補助事業は「③催事、共同宣伝事業」に限る）



### 【補助率等】

対象経費の20%以内（1,000円未満切捨て）、限度額70万円

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は、この額を差し引く

▼補助金HP



## 6. 知的財産権取得事業費補助金

年度につき3件まで。ただし、特許権、実用新案権、意匠権でそれぞれ1件まで

特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る費用の一部を補助します。

### 【対象者】

市内に本店がある（個人については住所）がある中小企業者

### 【補助対象経費】

出願に係る弁理士費用

### 【補助率等】

対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）、限度額10万円

### 【申請期限】

出願の日から1年以内



▼補助金HP

